

## (3) 出席停止の期間について

## ① 児童生徒自身の感染が判明した場合【新型コロナウイルス感染症】

《出席停止の期間》

開始日：感染の判明した日

但し、判明前から欠席している場合はその間も出席停止

終了日：専門医等が快癒を認める等登校を許可したとき

## ② 児童生徒が濃厚接触者に認定された場合【新型コロナウイルス濃厚接触者】

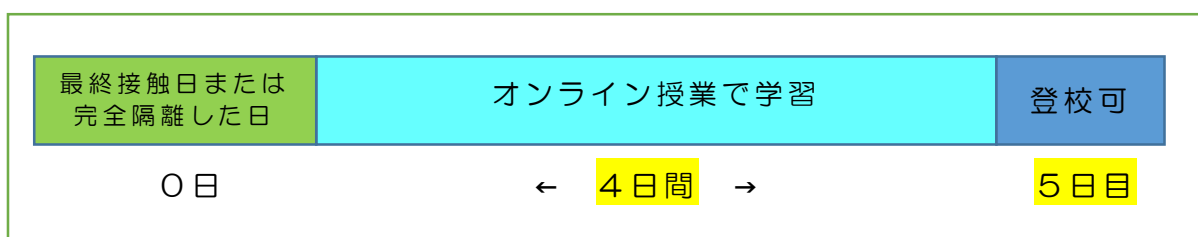
《出席停止の期間》

開始日：濃厚接触者と認定された日

期 間：最終接触を0日として4日間

※同居の場合は完全隔離した日を起算日とする。

⇒期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ



## ③ 児童生徒自身に発熱、体調不良が見られる場合

【新型コロナウイルス感染症関連による】

《出席停止の期間》

- 本人に発熱、37.3度以下でも平熱より明らかに体温が高い場合または頭痛、下痢、倦怠感、咳、腹痛などの体調不良が見られた場合

開始日：症状の出た日

期 間：症状が治まった日を0日として、3日間

- 症状が続き、医療機関へ相談した場合（症状が出たときに受診した場合も）

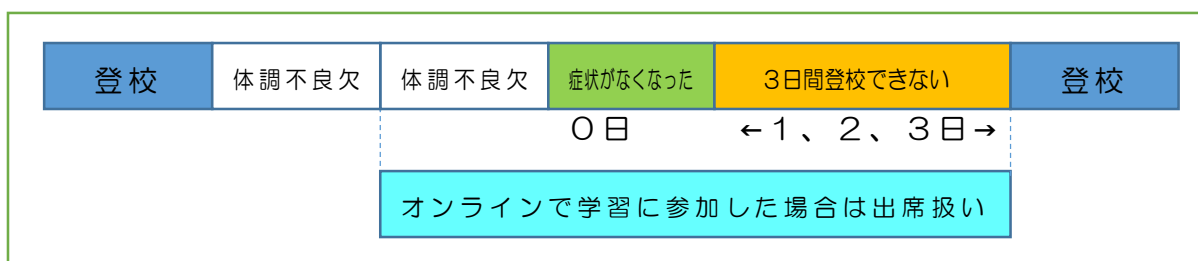
終了日：専門医、医療機関の指示した日まで。

- 新型コロナのPCR検査を受けた場合

終了日：専門医、医療機関の指示した日まで。

⇒感染が判明すれば「①」へ

※ 体を休めている間は『出席停止』とし、体調が良くなってオンラインで学習に参加した場合は、出席扱いとします。



## ④児童生徒の同居人に発熱、体調不良が見られる場合

同居人が発熱した場合は、③児童生徒自身に発熱等・体調不良が見られる場合に準ずる。同居人に熱はなく、風邪の症状がみられる場合は、同居人の症状が治まるまで登校を控える。症状が治まった翌日から登校可能。

※医療機関へ相談した場合は、医療機関の指示に従ってください。



- 体調が悪い時は無理をせず、ゆっくり休みましょう。医療機関へ相談した場合は、医療機関の指示に従ってください。
- 心配なことがある場合は、担任または養護教諭にご相談ください。

※出席停止期間については、大使館の医務官からの指導をもとに設定しています。

<医務官より>

新型コロナウイルス感染症への感染は、検温だけでは防げません。発熱していなくても、いつもと違う症状（頭痛、悪寒がする、下痢など）があった場合は、出勤・登校しないで、他の人に接触しないようにすることが大切です。体調不良の場合は、医療を受診し、医師の診断を仰いでください。

PCR検査が陰性であった、またはPCR検査を受けていない場合、新型コロナウイルス感染症以外の病気の診断を受けた場合も、解熱（症状が治まった翌日）から3日間は自宅で様子を見て、他者と接触しない方がよいです。

特に新型コロナウイルス感染症では、発症する48時間前から発症後24時間の感染率が高くなります。同居家族が発症した場合も同様で、発症者との接触を避けるとともに、同居家族も他者との接触を控えて自宅で様子を見ることをおすすめします。（令和3年5月11日講話より）